



栃木県公報

平成30(2018)年
11月13日(火)
第3038号

目次 告示

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... 875
- 自衛官候補生の募集期間..... 876
- 自衛官候補生の採用試験の試験期日等..... 876
- 県税に関する申告期限等の指定..... 876
- 災害対策基本法第2条第6号に規定する指定地方公共機関の指定..... 876
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第2項に規定する指定地方公共機関の指定..... 877
- 予定保安林..... 878
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定..... 880
- 児童福祉法による指定通所支援の事業の廃止..... 880

告示

栃木県告示第五百七十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課及び栃木県安足土木事務所において縦覧に供する。

平成三十年十一月十三日

栃木県知事 福田 富一

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称 湯ノ沢C

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

イ 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村名	大字名	字名	地番	標柱番号
足利市	松田町	湯ノ沢	一六七八番一	一号
同	同	同	一六七八番二	二号
同	同	同	一五七七番四地先道路	三号
同	同	同	一五七七番一	四号
同	同	同	一五七一番	五号
同	同	同	一五六〇番	六号
同	同	同	一五六二番一	七号
同	同	同	一五六五番五	八号
同	同	同	一五六五番一	九号

足 利 市	松 田 町	湯 入 沢	11547番1	十号
-------	-------	-------	---------	----

(砂防水資源課)

栃木県告示第576号

平成30 (2018) 年度における自衛官候補生の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令 (昭和29年政令第179号) 第114条 (同令第118条の規定によりその例によることとされる場合を含む。) の規定により告示する。

平成30 (2018) 年11月13日

栃木県知事 福 田 富 一

募 集 種 目	募 集 期 間
自衛官候補生 (男子)	平成30 (2018) 年11月23日 (金) ~ 同年12月28日 (金)

栃木県告示第577号

自衛隊法施行令 (昭和29年政令第179号) 第117条第1項 (同令第118条の規定によりその例によることとされる場合を含む。) の規定により、自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定めたので告示する。

平成30 (2018) 年11月13日

栃木県知事 福 田 富 一

募 集 種 目	試 験 期 日	試 験 場 の 名 称	試 験 場 の 位 置
自衛官候補生 (男子)	平成31 (2019) 年1月12日 (土)	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	宇都宮市茂原1丁目5番45号

(市町村課)

栃木県告示第578号

栃木県県税条例 (平成17年栃木県条例第5号) 第13条第1項の規定により、平成30年栃木県告示第410号 (県税に関する申告期限等の延長) において、別途告示で定めることとされた期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が平成30 (2018) 年7月5日から同年12月24日までの間に到来するものについては、同月25日とする。

平成30 (2018) 年11月13日

栃木県知事 福 田 富 一

都道府県名	指 定 地 域
岡山県	倉敷市真備町

(税務課)

栃木県告示第579号

災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第2条第6号に規定する指定地方公共機関を次のとおり指定したので公示する。

なお、指定地方公共機関の指定に関する告示 (平成25年栃木県告示第351号) は、廃止する。

平成30 (2018) 年11月13日

栃木県知事 福 田 富 一

- 東武鉄道株式会社
- 関東自動車株式会社
- 栃木県土地改良事業団体連合会

足利ガス株式会社
栃木ガス株式会社
佐野瓦斯株式会社
北日本ガス株式会社
鬼怒川ガス株式会社
一般社団法人栃木県LPガス協会
株式会社栃木放送
株式会社エフエム栃木
株式会社とちぎテレビ
栃木県道路公社
一般社団法人栃木県トラック協会
一般社団法人栃木県バス協会
一般社団法人栃木県タクシー協会
一般社団法人栃木県医師会
一般社団法人栃木県歯科医師会
一般社団法人栃木県薬剤師会
公益社団法人栃木県看護協会
公益社団法人栃木県柔道整復師会
社会福祉法人栃木県社会福祉協議会
栃木県石油商業組合
一般社団法人栃木県建設業協会

栃木県告示第580号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第2項に規定する指定地方公共機関を次のとおり指定したので公示する。

なお、指定地方公共機関の指定に関する告示(平成17年栃木県告示第210号)は、廃止する。

平成30(2018)年11月13日

栃木県知事 福 田 富 一

足利ガス株式会社
栃木ガス株式会社
佐野瓦斯株式会社
北日本ガス株式会社
鬼怒川ガス株式会社
一般社団法人栃木県LPガス協会
関東自動車株式会社
一般社団法人栃木県バス協会
一般社団法人栃木県タクシー協会
一般社団法人栃木県トラック協会
わたらせ渓谷鐵道株式会社
真岡鐵道株式会社
野岩鐵道株式会社
一般社団法人栃木県医師会
公益社団法人栃木県看護協会
株式会社とちぎテレビ
株式会社栃木放送
株式会社エフエム栃木
栃木県土地改良事業団体連合会

栃木県道路公社

(危機管理課)

栃木県告示第581号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30 (2018) 年11月13日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 保安林予定森林の所在場所

日光市長畑字啓入3425-1、3426から3434まで、3435-1から3435-3まで、3437-1、3437-2、3438から3441まで、3446から3448まで、3451、字小啓入3442から3445まで、3449、3450、3452、字上久保3453から3456まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字啓入3426から3428まで（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。） 所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市下粕尾字大越路沢1937-4、1938-1、1938-2、1939-1、1939-2、1940-1、1940-2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

III

1 保安林予定森林の所在場所

日光市西川字穴田416-20、字春見437-3

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字春見437-3(次の図に示す部分に限る。) 所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

IV

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市久野字寄居1476、1477(次の図に示す部分に限る。)、1478-1、1478-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字寄居1477 所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

V

1 保安林予定森林の所在場所

日光市明神字欠ノ上1763、1764、1769、1770-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字欠ノ上1763(次の図に示す部分に限る。) 所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第582号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり公示する。

平成30 (2018) 年11月13日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0950800201	ハッピーテラス 小山東	小山市雨ヶ谷 112-3	株式会社アース	小山市西城南 3-22-9	平成30 (2018)年 11月1日	児童発達支援 放課後等 デイサービス
0950800219	ブルーミング キッズこはる	小山市花垣町 1-1-1 瀬川 第9ビル1F	一般社団法人心 桜福祉会	那須塩原市共 壘社149-2	平成30 (2018)年 11月1日	放課後等デ イサービス

栃木県告示第583号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により指定障害児通所支援事業者から指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり公示する。

平成30 (2018) 年11月13日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0950100172	がじゅまる宇都 宮	宇都宮市弥生 1-1-7	合同会社BIG TREE	群馬県太田市 内ヶ島町644- 1	平成30 (2018)年 9月30日	放課後等デ イサービス

(障害福祉課)